

1 国際課税の見直し

(1) 過大支払利子税制の見直し (措法66の5の2、66の5の3)

過大支払利子税制（関連者等に係る純支払利子等の課税の特例）とは、所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、関連者への純支払利子等の額のうち調整所得金額の一定割合を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする制度です。

今回、この過大支払利子税制について、利子の損金算入制限に関し、対象利子の範囲の拡大及び損金算入限度額の算定方法の見直し等により税源浸食リスクに応じた強化が行われました。



(1)の改正は、令和2年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度の法人税について適用されます。（改所法等附1七ホ、57）

(2) 移転価格税制の見直し (措法66の4)

企業が海外の関連企業との取引価格（移転価格）を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となります。移転価格税制は、このような海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度です。

今回、この移転価格税制については、独立企業間価格の算定方法が整備されるとともに、一定の価値評価の困難な無形資産の取引に関して税務当局が取引後の事実関係を参照して取引価格の適切性を検証することが可能となるよう、OECD移転価格ガイドラインの改訂内容等を踏まえた見直しが行われました。



(2)の改正は、法人の令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例によります。(改所法等附1七ホ、56)

(3) 外国子会社合算税制の見直し

(措法40の4、40の5、40の7、40の8、66の6～66の8、66の9の2～66の9の4他、改所法等附1、43、58、75)

外国子会社合算税制とは、わが国の内国法人等が実質的活動を伴わない外国子会社等を利用することなどによりわが国の税負担を軽減・回避する行為に対処するため、外国子会社等が一定の要件を満たす場合等には、その外国子会社等の所得に相当する金額を内国法人等の所得とみなして、それを合算して課税する制度です。

今回、この外国子会社合算税制について、平成31年(2019年)4月1日以後、制度の対象とされるペーパー・カンパニーなどの範囲の見直しなどが行われました。

2

消費税率の引上げに伴う需要変動の平準化に向けた車体課税の見直し

(〔自動車重量税関係〕措法90の12、〔自動車取得税関係〕地法附12の2、12の2の2、〔自動車税関係〕地法附12の3、〔自動車税環境性能割関係〕地法149、157、地法附12の2の10、12の2の12、〔自動車税種別割関係〕地法177の7、地法附12の3、12の4、〔軽自動車税関係〕地法附30、〔軽自動車税環境性能割関係〕地法446、451、地法附29の8の2、29の18、〔軽自動車税種別割関係〕地法附30、他)

消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図るとしています。

具体的には、令和元年(2019年)10月1日以後に新車新規登録を受けた家用乗用車(登録車)について、小型自動車を中心に全ての区分において、自動車税の税率が引き下げられました。

また、自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和元年(2019年)10月1日から令和2年(2020年)9月30日までの間に家用乗用車(登録車及び軽自動車)を取得した場合の、環境性能割の税率が1%分軽減されました。

◆ 車体課税の見直し

今税制改正での措置事項	2018年 4月	2019年 4月	2019年 10月	2020年 4月
車体課税の抜本的見直し				消費税10%へ引き上げ
				自動車税の税率引下げ (恒久減税)
				消費税率引上げによる 需要平準化対策の実施
	自動車取得税	エコカー減税	エコカー減税 見直し・延長	廃止
	自動車重量税	2018年 5月 エコカー減税	2019年 5月 エコカー減税 見直し・延長	
自動車税	グリーン化特例	グリーン化特例 延長	2021年4月1日以降、見直し 環境性能割導入・税率区分の見直し	
軽自動車税	グリーン化特例	グリーン化特例 延長	2021年4月1日以降、見直し 環境性能割導入	

(経済産業省資料を基に作成)

3 納税環境整備

(1) 税務当局による情報照会の仕組みの整備 (通法74の12、74の7の2、128)

近年、仮想通貨取引やインターネットを介した取引（ネット通販、コンテンツ配信、ネットオークション等）が増加していることから、そのような経済活動に係る所得把握のための手続が整備されました。

① 事業者等への協力要請

国税庁等の当該職員は、事業者及び特別の法律により設立された法人に、国税に関する調査（犯則事件の調査を除きます。以下同じ。）に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる旨が法令上明確化されました。

② 特定事業者等への報告の求め

イ 所轄国税局長は、特定事業者等(注1)に、特定取引者(注3)の氏名又は名称、住所又は居所及び個人番号又は法人番号につき、特定取引者の範囲を定め、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、報告することを求めることができるとされました。

用語の意義

- (注1) **特定事業者等**……特定取引(注2)の相手方となり、又は特定取引の場を提供する事業者(特別の法律により設立された法人を含みます。)又は官公署
- (注2) **特定取引**……電子情報処理組織を使用して行われる一定の取引のうちこの②に記載している報告の求めによらなければこれらの取引を行う者を特定することが困難である取引をいいます。
- (注3) **特定取引者**……特定取引を行う者(特定事業者等を除きます。)をいい、次の□aに該当する場合には、1,000万円の課税標準を生じ得る取引金額を超える特定取引を行う者に限ります。

□ 上記イの処分は、国税に関する調査について必要がある場合において、次のいずれかに該当するときに限り、することができることとされました。

a	特定取引者が行う特定取引と同種の取引を行う者に対する国税に関する過去の調査において、その取引に係る課税標準が1,000万円を超える者のうち半数を超える数の者について、その取引に係る課税標準等又は税額等につき更正決定等をすべきと認められている場合
b	特定取引者がその行う特定取引に係る物品又は役務を用いることにより課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実を生じさせることが推測される場合
c	特定取引者が行う特定取引の様相が経済的必要性の観点から通常の場合にはとられない不合理なものであることから、その特定取引者がその特定取引に係る課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実を生じさせることが推測される場合

- 八 この報告の求めに対する拒否又は虚偽報告については、検査拒否等の場合と同様の罰則が設けられました。また、この報告の求めについては、処分として不服申立て又は訴訟の対象とされるほか、所要の措置が講じられました。
- 二 所轄国税局長は、上記イの報告の求めを行う場合には、事業者等の事務負担に配慮するとともに、報告を求める事項及び期日を書面で事業者等に通知しなければならないこととされました。



(1)の改正は、令和2年(2020年)1月1日以後に行う協力又は報告の求めについて適用されます。(改所法等附1六ロ、27)

◆ 税務当局による情報照会の仕組み

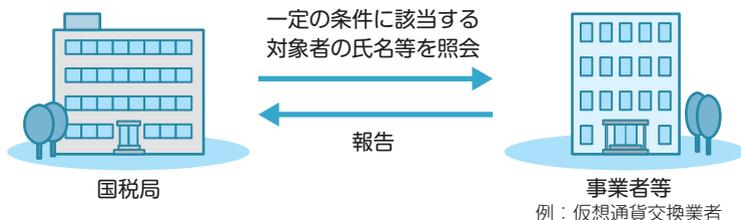
- (1) 現在実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、他の法律(金商法等)の例を踏まえ、規定を整備する。
- (2) 高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができることとする。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を限定するとともに、事業者等による不服申立て等も可能とする。

● 照会できる場合を以下のような場合に限定

- ① 多額の所得(年間1,000万円超)を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
 - ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
 - ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合
- (※) いずれも他の方法による照会情報の収集が困難である場合に限る。

● 照会する情報を「氏名等(※)」に限定

(※) 「氏名等」とは、氏名並びに(保有している場合には)住所及び番号(個人/法人)をいう。



(財務省資料を基に作成)

(2) 個人番号等の効率的な利用に係る措置

① 個人番号等が付された証券口座情報の効率的な利用に係る措置

(通法74の13の3、74の13の4)

個人番号又は法人番号（以下「番号」といいます。）が付された証券口座に係る顧客の情報を税務上効率的に利用できるよう、次の措置が講じられました（地方税も同趣旨で措置されました。）。

イ	証券会社等の口座管理機関は、証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととされました。
ロ	振替機関は、証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととするとともに、調書を提出すべき者（株式等の発行者又は口座管理機関に限ります。）から証券口座に係る顧客の番号その他の情報の提供を求められたときは、これらの情報を提供するものとされました。



①の改正は、令和2年（2020年）4月1日から施行されます。

(改所法等附1七二)

② 番号の告知に関する所要の措置（番号利用法整備法8、25他、改所法等附1七ト）

平成28年（2016年）1月1日前に、「特定口座開設届出書の提出をする者の告知」、「国外送金等をする者の告知書の提出」などの所定の告知又は告知書（全13種類）の提出を金融機関等に提出した者は、平成31年（2019年）1月1日以後最初に配当等の支払を受ける日等までに、その金融機関等に対して番号を告知することとされてきました。しかし、金融庁調べによれば、平成30年（2018年）6月末における証券会社の既存口座の番号取得率は約4割にとどまっています。そこで、この告知期限が令和4年（2022年）1月1日以後最初に配当等の支払を受ける日まで3年延長されました。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正を前提に、令和2年（2020年）4月1日から、次の措置が講じられることとなりました。

イ	<p>個人番号の告知を受けるべき金融機関等が、その金融機関等に個人番号の告知をすべき者でその告知をしていないもの（以下「番号未告知者」といいます。）の個人番号を振替機関から提供を受けて確認したときは、その番号未告知者がその金融機関等に個人番号の告知をしたものとみなして、改めてその番号未告知者がその金融機関等に個人番号の告知を行うことを要しないこととされました。</p>
ロ	<p>金融機関等が番号未告知者の個人番号の確認をしたときは、その金融機関等が提出すべきその確認後にその番号未告知者に支払をする配当等に係る支払調書等には、その確認をした個人番号を記載することとされました。</p>

4 その他の改正

(1) 金の密輸に対応するための措置 (消法30⑩⑪、改所法等附1、1五イ、25)

平成30年度（2018年度）税制改正で、金の密輸に対応するために、関税法上の無許可輸出入に係る罰則や輸入に係る消費税等のほ脱罪の罰則が強化されました。今回、さらに実効性を高めるため、金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除制度が見直されました。

	見直しの内容	適用関係
①	密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税額控除制度の適用が認められなくなりました。	平成31年（2019年）4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用
②	金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存が仕入税額控除の要件に加えられました。	平成31年（2019年）10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用

(2) 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会開催に関する措置 (措法41の23、67の16の2、地法附7の6、8の6)

令和2年（2020年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者の給与・報奨金等、及び一定の外国法人の所得等については、オリンピック・パラリンピックの開催期間を含む一定の期間、所得税・個人住民税、法人税・法人住民税及び法人事業税を課さない等の特例が創設されました。